

# 5 引取基準



注意

フロン類を指定引取場所に引き渡すときは、フロン類の適正かつ確実な引取りのために「引取基準」に適合する必要があります（『自動車リサイクル法（法第十三条／施行規則第七条）』）。

自動車メーカーは、回収・保管・運搬の各工程において安全を確保するとともに、フロン類の漏れを防止し、フロン類回収業者の利便性や社会的効率性を実現するため、以下のとおり引取基準を設定しています。

## ポイント

引取基準に定める「性状」「荷姿」「引取方法」に適合しない場合、原則として引取拒否となり、フロン類回収料金が支払われませんのでご注意ください。

### 基準の主な内容

#### 性状

- 使用するポンペには、異なるガス種 [CFC (R12) /HFC (R134a) ] を混入しないこと
- 再利用するために回収したフロン類と、自動車メーカー等に引き渡すフロン類を混入しないこと
- 整備時に回収したフロン類と、自動車メーカー等に引き渡すフロン類を混入しないこと

#### 『高圧ガス保安法』／安全確保

##### 検査期限



検査実施年月は刻印で確認できます。

07-11と刻印がある

↓  
2011年6月末までに検査実施

- ポンペが検査期限内であること

##### 充てんガス種



- ポンペに表示された種別のフロン類を充てんすること

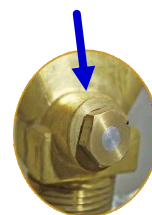
##### 適正ポンペ



- 『高圧ガス保安法』の規定のポンペであること

#### 安全確保

##### 可溶栓



- 可溶栓が変形、漏出してないこと

#### 荷姿

- 保安上の観点から、自動車メーカー等が定める「ポンペ引渡時のガイドライン」に従って引き渡すこと
- 自動車フロン類引渡状が大型ポンペ・専用パレットごとに添付されていること（指定着払い方式は不要）

#### 『高圧ガス保安法』

##### 過充てん



- 『高圧ガス保安法』で定める「上限重量」を超えてポンペにフロン類を充てんしていないこと

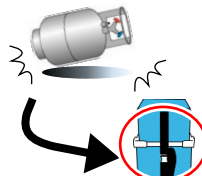
##### バルブ不良・異常



- バルブをしっかり密封していること
- 漏れ防止キャップを装着していること

#### 安全確保

##### 専用ケース未梱包



- 専用の回収ケースに収納されていること

#### 作業効率化

##### その他



- ポンペの引渡し・引取りのときに立ち会う等して、正しいポンペを引き渡すこと

#### 引取方法

- 事前に申請された運搬方法でフロン類を指定引取場所に引き渡すこと
- 電子マニフェスト制度による引渡報告が行われていること

## 👉 ポイント

### ボンベ引渡時のガイドライン

- ・ 『高圧ガス保安法』に適合した 30 リットル以下のボンベを使用すること
- ・ ボンベを使用する場合は、『高圧ガス保安法』に定める検査期限内のボンベを使用すること
- ・ ボンベの上限重量内でフロン類を充てんすること
- ・ ボンベを指定引取場所に引き渡すときは、充てんされたフロン類が漏れないよう、以下の対策を講じた上で引き渡すこと

〔指定着払い方式で運搬する場合〕

- ・ ボンベのバルブをしっかり密封すること
- ・ ボンベの充てん口に「漏れ防止キャップ」を装着すること
- ・ 自動車メーカー等が配布する運搬用専用ケースに確実に収納すること
- ・ 運搬業者との受渡時には必ず立ち会う等、間違ったボンベを渡さないこと

〔自社で運搬する場合〕

- ・ フロン類が漏れることがないように、上記〔指定着払い方式で運搬する場合〕に準ずる対策を講じること

#### 対象ボンベのタイプ

